

生活支援訪問サービス サービスコード表

今回改正箇所



区分	サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
	種類	項目					
基本報酬 コード	A 2	1121	生活支援訪問サービス I	生活支援訪問 サービス費 (I)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	941	1月につき
	A 2	2121	生活支援訪問サービス I 日割		事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)		31
	A 2	1221	生活支援訪問サービス II	生活支援訪問 サービス費 (II)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)	1,880	1月につき
	A 2	2221	生活支援訪問サービス II 日割		事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)		62
	A 2	1331	生活支援訪問サービス III	生活支援訪問 サービス費 (III)	要支援2 (週2回程度を超える)	2,982	1月につき
	A 2	2331	生活支援訪問サービス III 日割		要支援2 (週2回程度を超える)		98
加算	A 2	6001	訪問型サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算	1月につき
	A 2	4011	生活支援訪問サービス初回加算	初回加算		200	1月につき
						200	
	A 2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算	1月につき
	A 2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算	1日につき
	A 2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1月につき
	A 2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算	1日につき
	A 2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	1月につき
	A 2	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5%加算	1日につき
	A 2	6269	訪問型サービス処遇改善加算 I	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の137/1000 加算	1月につき
	A 2	6270	訪問型サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の100/1000 加算	
	A 2	6271	訪問型サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 55/1000 加算	
	A 2	6273	訪問型サービス処遇改善加算 IV		(4)介護職員処遇改善加算(IV)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	
	A 2	6275	訪問型サービス処遇改善加算 V		(5)介護職員処遇改善加算(V)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	
	A 2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算 I	介護職員等特定処遇改善加算		介護職員等特定処遇改善加算 (I)	所定単位数の63/1000 加算
A 2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算 II			介護職員等特定処遇改善加算 (II)	所定単位数の42/1000 加算	
A 2	8310	訪問型サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応		所定単位数の 1/1000 加算	1月につき	